



2016年12月22日
ありがとう投信株式会社

居住地国等の届出について

外国の金融機関等を利用した国際的な租税回避を予防するため、OECD(経済協力開発機構)が策定した共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)に基づく「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が整備されました。

2017年1月より、この制度の開始に伴い、弊社でもお客様の居住地国等を確認する義務があり、新規に口座開設等を行うお客様におかれましては、『特定取引を行う者の届出書』を提出することが義務付けられました。

2016年12月31日以前に口座開設を行われているお客様におかれましては、届出は原則不要でございますが、弊社から確認のために『任意届出書』の提出をお願いする場合がございます。また、居住地国の異動があった場合には、『異動届出書』の提出が必要となります。

お客様に届出書の提出をお願いする場合は、下記の通りとなりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。ご不明な点がございましたら、弊社カスタマーサービス部(フリーコール 0800-888-3900)までご連絡下さい。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

☆届出書の提出をお願いする場合

届出書名	特定取引を行う者の届出書	任意届出書	異動届出書
対象者	2017年1月1日以降に口座開設されるお客様	2016年12月31日以前に既に口座開設されているお客様	届出書提出後に居住地国を変更されたお客様
提出時期	新規口座開設時	届出は原則不要。 (但し、確認のため弊社から提出をお願いする場合あり)	居住地国に異動があった時から3ヶ月以内
届出事項	氏名、住所(名称・所在地)、居住地国(例:日本)等	氏名、住所(名称・所在地)、居住地国(例:日本)等	異動後の居住地国又は該当しないこととなった旨等

※詳細は国税庁のWEBサイト(<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/index.htm>)をご覧ください。

☆居住地国とは・・・

「居住地国」とは、課税上の住所等がある国のことです。日本の居住者または内国法人は、「居住地国」は「日本」となります。外国に住所や本店等の所在地が存在する場合や外国の国籍を有する場合など、当該外国で所得税や法人税に相当する税が課されるお客さまは、当該外国も「居住地国」となります。

以上